



《会計・税務の知識》会社法～株主総会の決議要件～

はじめに

株主が会社経営に対して、自らの意思を反映する重要な機会となる株主総会。その株主総会の決議には、いくつか種類があります。

今回は決議の種類について説明させていただきます。

1. 株主総会決議の種類

株主総会の決議には、普通決議、特別決議、特殊決議があります。普通決議、特別決議、特殊決議の順で決議要件が厳しくなっております。以下において、それぞれの決議について説明します。

(1) 普通決議

普通決議とは、特別決議や特殊決議のように特別な要件が法律または定款で定められていない場合の決議であり、株主総会の多くはこの決議によります。

普通決議は、議決権を行使する事ができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の多数をもって可決とする決議となります。

議決権を行使する事ができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席する事が、株主総会の成立の要件であり、これを定足数と呼びます。

この定足数は、定款で軽減・排除する事ができ、多くの会社では、定足数を排除し出席した株主の議決権の過半数をもって決議としています。

例外として、役員を選任・解任の決議については、その重要性から定足数を排除する事はできず、3分の1までに軽減する事しかできません。

(2) 特別決議

特別決議とは、定款の変更や会社の解散といった、会社において重要な意思決定について用いる決議です。

特別決議は、議決権を行使する事ができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の多数をもって可決する決議です。

特別決議においては、定足数を排除する事はできず、3分の1までの軽減ができるのみとなります。

なお、特別決議が必要となる事項については、以下のようなものがあります。

- ・定款の変更
- ・事業の譲渡
- ・解散
- ・資本金の減少
- ・株式の併合 等

(3) 特殊決議

特殊決議とは、特別決議以上に厳重な要件が定められている決議であり、用いられる場面は限定的ですが、会社に極めて大きい影響を与える事項について求められる決議になります。

特殊決議には、決議要件が2つ存在します。また、普通決議や特別決議と違い定足数がありません。その代わりに、頭数による要件が加わる事で特別決議よりも厳重な要件になっています。

①議決権を行使できる株主の半数以上、かつ、議決権を行使できる事ができる株主の議決権の3分の2以上の多数

②総株主の半数以上、かつ、議決権の4分の3以上の多数

①の決議事項は、全部の株式を譲渡制限株式へと変更する定款変更（公開会社から非公開会社への変更）及び、譲渡制限でない株式と引換えに譲渡制限株式を交付する合併、株式交換、株式移転の2つになります。

②の決議事項は、非公開会社が剰余金の配当や議決権について株主ごとに異なる取扱を行う旨の定款変更する場合においてのみとなります。

(4) 決議要件の加重

上記で普通決議、特別決議、特殊決議の決議要件を説明しましたが、定足数以外の決議要件は軽減できません。その一方で加重する事は可能となります。

終わりに

手許に株主総会招集通知が届いても、決議する内容の重要性がいまいち理解できない。そのような場合は、どの決議要件が求められているかという観点から重要性を判断できるかも知れません。

(担当：赤羽)